

# 東京都地域公益活動推進協議会 第2期 中期計画

より充実した地域公益活動の推進



1

## 第2期（令和7年度～9年度）地域公益活動推進協議会 中期計画

### 中期計画の方向性

協議会は令和4年度から1,000を超える社会福祉法人が参画する全加入体制となり、**オール東京**による地域公益活動を推進してきました。東京都では99%(1,046法人)(\*1)が地域公益活動の実施報告をしており、都内の島しょを除く53地区中50地区で地域公益活動を行う法人ネットワークが組織化されています。

積極的に取組みを進めてきた法人やネットワークもある一方で、これから取組みを展開しようとしている組織も多く、**スタートアップのフォロー**も求められています。

これらをふまえ、協議会としては、これまでのビジョンや事業方針を大きく変えることはなく、**今後も着実に各法人やネットワークの取組みを推進していくことが重要だ**と考えています。

(\*1)出典：都内社会福祉法人の地域における公益的な取組の実施報告状況(令和5年4月1日時点)／東京都福祉局

## “ オール東京による地域公益活動の推進によるこれまでの効果 ”

### ネットワークによる活動の推進



### 情報の集約・発信



### 個々の法人のパフォーマンス向上



2

## 東京都地域公益活動推進協議会 これまでの背景とめざすビジョン

### R1～R3 3か年ビジョン

- ①3つの層の取組みの情報発信・見える化を行う
- ②区市町村ネットワーク(NW)の取組みを推進する
- ③人材確保・育成・定着につなげる取組みを行う

### R4～R6 3か年計画

“オール東京”の社会福祉法人として、コロナ禍後の状況をふまえ、3つのつながりの力を生かして、地域生活課題の解決をめざす。

### めざす姿

“これまでの活動を土台とし、オール東京による地域公益活動がより充実している”



東社協

東京都地域公益活動推進協議会

## 目指す姿の具体像

### I. 地域公益活動の内容が充実する

### II. 地域公益活動を行う地域のネットワークが充実する

### III. 地域公益活動を推進することで社会福祉法人の本来事業が充実する



東社協

東京都地域公益活動推進協議会

## 中期計画達成のための新たな取組み

I 内容が充実する

II ネットワークが充実する

III 本来事業が充実する



蓄積してきた情報  
や取組みの成果  
を分析・調査し、  
内外へ発信する

多様な主体との  
さらなる連携の  
推進

地域公益活動の取組み  
を継続することによる  
本来事業への好影響事  
例の発信



東社協

東京都地域公益活動推進協議会

## 新たな取組みの具体例

### 蓄積してきた情報や取組み成果の分析・調査

状況把握調査における地域公益活動の動向や、助成金事業における成果を分析し、各法人の地域公益活動がより充実した内容となるための情報発信を行う



### 多様な主体とのさらなる連携の推進

福祉業界だけの取組みや、区市町村圏域に囚われず、これまで以上に多様な主体との連携を推進し、複雑化している地域の課題の解決に向かう



### 地域公益活動の取組みを継続することによる、本来事業への好影響事例の発信

取組みの中で課題発見やニーズの掘り起こしにつながったという、好事例を積極的に発信し、各法人のモチベーションアップにつなげるとともに、地域公益活動のスタートアップをフォローする仕組みづくりを行う

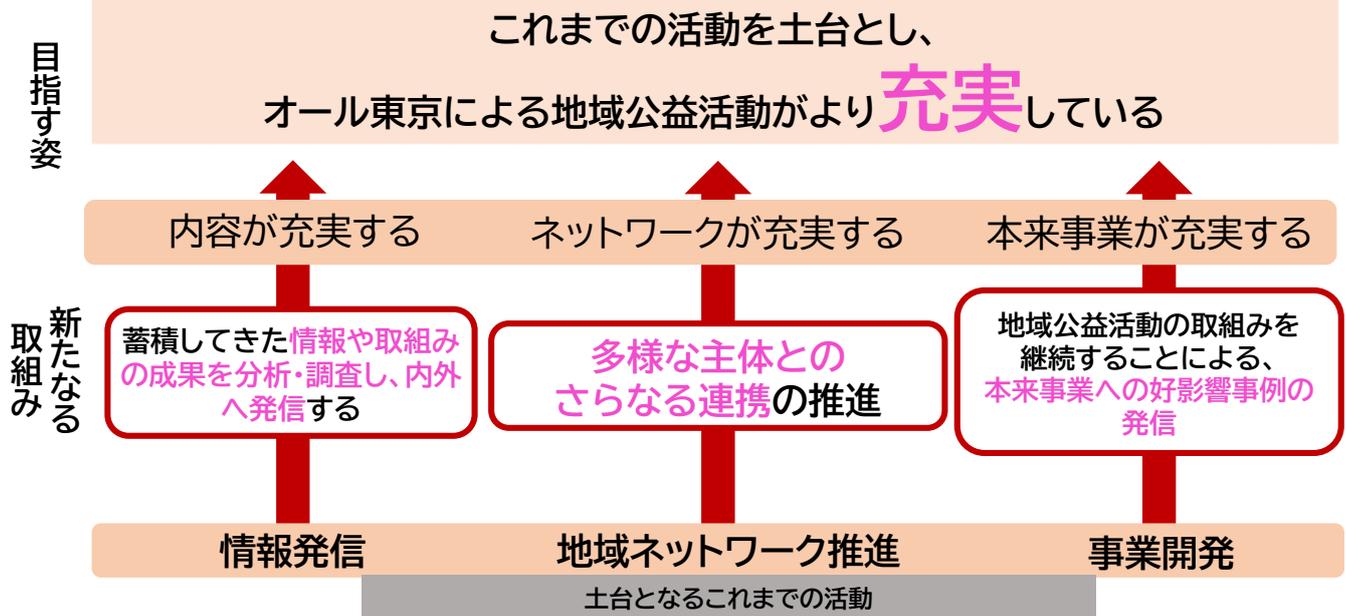


東社協

東京都地域公益活動推進協議会



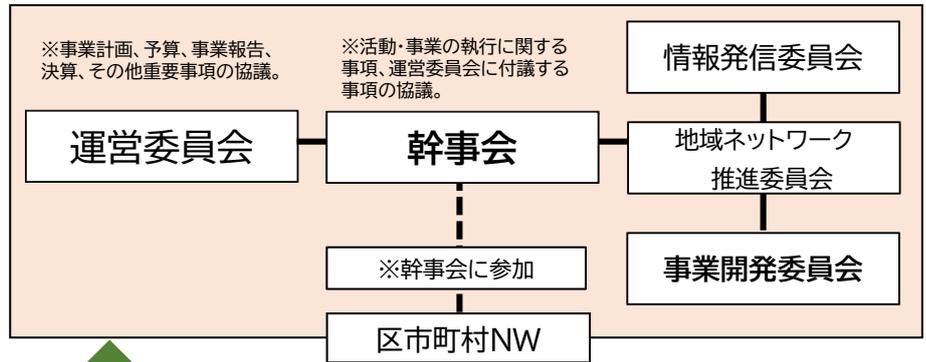
## 中期計画の全体像



## 東京都地域公益活動推進協議会の組織体制

下記の部会及び本会の代表者等により構成

- ① 社会福祉法人経営者協議会
- ② 区市町村社会福祉協議会部会
- ③ 東京都高齢者福祉施設協議会
- ④ 医療部会
- ⑤ 更生福祉部会
- ⑥ 救護部会
- ⑦ 女性支援部会
- ⑧ 身体障害者福祉部会
- ⑨ 保育部会
- ⑩ 児童部会
- ⑪ 母子福祉部会
- ⑫ 乳児部会
- ⑬ 知的発達障害部会
- ⑭ 障害児福祉部会



連携 ■ 区市町村NWの代表者が推進協幹事に参加

社会福祉法人経営者協議会

※都内の社会福祉法人への普及啓発

<東京都地域公益活動推進協議会 事務局>

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

福祉部 経営支援担当

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1

TEL:03-3268-7192

FAX:03-3268-0635

○令和4年度から地域公益活動推進協議会と区市町村ネットワークの連携をより強化すべく、幹事会構成メンバーに区市町村ネットワークからの委員が加入。  
○区市町村ネットワークは連絡会議としての会議体で継続。

